

2024年7月1日

訪問介護事業所 緊急調査結果報告

実施・報告者：山梨県民主医療機関連合会

2024 報酬改定 訪問介護はマイナス 2.0%

定期巡回・随時対応型訪問介護看護はマイナス 4.4%

本年4月に実施された介護報酬の改定で1.59%アップとしながら、深刻な人材不足で事業継続が困難と言われている訪問介護事業はマイナス2.0%、定期巡回・随時対応型訪問介護看護はマイナス4.4%の基本報酬引き下げがおこなわれました。

まさかの報酬引き下げに、全国ヘルパー協議会(全国社会福祉協議会)と日本ヘルパー協会をはじめ、多くの介護事業所や団体が撤回を求め、声を上げています。

アンケート回収率 51.1% (89件/174件)

私たちは山梨県内の訪問介護事業所がどのような状況に置かれているのかを知るために、本年4月に県内174の訪問介護事業所を対象に『訪問介護事業所緊急アンケート』を実施しました。51.1%にあたる89の事業所から回答を得ましたのでその調査結果とアンケートに寄せられた切実な声を伝えると共に、訪問介護事業所の置かれている現状や要望について報告したいと思います。(詳細は別紙調査結果報告をご覧ください。)

報酬改定に対して納得できない 96.6%

調査結果では今回の報酬改定に対して「納得できない」96.6%(86件)、「わからない」が3.4%(3件)でした。

処遇改善新加算について 煩雑で上位加算の取得は困難

介護職員の待遇を安定させ、賃金を向上させる目的で設けられた「処遇改善加算」の新加算に関する質問では「一本化によって算定しやすくなった」と答えた事業所は34.5%(30件)で、「思わない」が23%(20件)、「わからない」が42.5%(37件)。「上位の加算が取得できるか」については「できそうだ」と答えたのは24事業所(27.9%)のみで、「難しい」が46件、「そもそも最低の加算を取るのも困難」が4件であわせて50件で約6割近い事業所が取得困難な状況でした。「わからない」は12件でした。自由記述でも「事務が極めて煩雑、人手不足の中で事務を担う人もいない。上位加算を取得するための条件を整えるためにお金がかかるので困難」等の訴えがされていました。国は訪問介護の基本報酬を引き下げたが処遇改善加算は2.1%引き上げたと言っています。しかし、上位加算を取る困難さやそもそも、処遇改善加算金は職員の給与として支払うものであり、事業所の経営改善にはつながりません。また、基本報酬が下がれば処遇改善加算金も下がる仕組みであり、根本的な改善とは

ならないとの意見も多く出されていました。

経営状況について 報酬改定の影響で8割が経営危機、うち事業継続困難が約3割

経営状況については「やや厳しい」が41件、「厳しい」が38件、合わせて79件、90.8%が経営難を抱えています。また、今回の報酬改定の影響で「経営が悪化する」が52.8%(47件)、「事業継続が困難」が30.3%(27件)、合わせて83.1%の事業所が経営危機と言える状況でした。

自由記述では

「基本報酬を下げるのは、訪問介護を軽んじているとしか考えられない」

「今回の改定によって被害を被るのは小規模な事業者で、そのつけは在宅の高齢者となる。しっかりと現実を調査し確認してほしい。」

「基本報酬が下がり、事業所運営がかなり厳しいです。特に生活援助は給与やガソリン代等を支払うと会社の取り分がありません」

「都市部であがった業績により、報酬が決められ、地方の実情を全く考えていない。訪問一つとっても地方は動線が長く、訪問回数は都市部より少ないことは明らか。車のガソリン代も高くなる。地域、家で暮らしたい方々を支えたくても、収入が少なくなれば、職員への賃金UPはできず、職員も集まらないし、そうなれば事業が継続できない。訪問事業（訪問介護、定期巡回）をつぶそうと考えているのではと思っています」

等々切実な声が寄せられました。

国が訪問介護事業の報酬を引き下げたのは7.8%と利益率が高いことを理由としています。しかし、2020年度から22年度の3年間で約4割の事業所が赤字経営となっており、国が言う利益率の高い事業所は都市部やサ高住併設のごく一部の事業所で、利益率7.8%の根拠となった調査結果は訪問介護事業所全体を反映しているとは言い難く、調査を提出した一部の事業所の平均値となっています。

東京商工リサーチの調べによると、2023年度介護事業所の倒産・休廃業は632件、過去最多を記録し、そのうち訪問介護事業所は全体の7割にも及ぶ427件となっています。今年1月から5月の累計で72件の介護事業所が倒産し、そのうち約半数の34件が訪問介護事業所で、すでに上半期の過去最多となっています。また、2019年から5年間で約36,000ヶ所あった訪問介護事業所のうち約4割の8,648ヶ所、山梨では60ヶ所が廃止されていることがわかりました。(6月23日しんぶん赤旗日曜版調査)。まさしく介護崩壊の危機と言えます。

人材の充足状況について 80.5%の事業所が充足していない

また、人材に係る質問では8割の事業所が「充足していない」と回答しました。

訪問介護事業所は介護事業の中でもとりわけ人材不足やヘルパーの高齢化等が問題視されてきました。2022年度の訪問介護の有効求人倍率は15.53倍で過去最高となり、全産業

の 1.31 倍で施設の介護職員の 3.79 倍と比べても訪問介護の人手不足が非常に深刻だと言えます。

自由記述では

「ヘルパーの高齢化が進んでいます。新たな人材も常に募集していますが、入って来ません。1年、2年先は人材不足により、利用者さんの受け入れが厳しくなっていくと予想されます」

「ヘルパーの高齢化で身体介護や夜朝等の稼働が難しくなっている。この報酬額では短時間（の勤務を希望する方）しか採用できず、（利用者の）ニーズに応じていくシフトを組むことが難しい」

等の経営難に加えて人材難の実態が訴えられています。

そもそも改定前の基本報酬であっても、世間の給与水準には及ばない状況です。

最後に 私たちは訪問介護報酬引き下げの撤回を求めます

訪問介護は地域で暮らす多くの人が「住み慣れた地域で高齢になっても安心して暮らし続ける」ためになくてはならない事業です。『健康長寿やまなしプラン』2024年度～2026年度によれば一カ月あたりの訪問介護サービス量は2021年には1,371,789回であったものが2026年には1.08倍の1,477,358回に、2040年には1.24倍の1,698,250回に増加する見込みです。また、一人暮らし、老老世帯が増える中で、衣・食・住を支える訪問介護が無ければ在宅生活を送ることはできません。訪問介護事業者の経営改善、ホームヘルパーの待遇改善なくしては、この需要に応えることは不可能です。

今回の訪問介護基本報酬引下げは「介護の社会化」「地域包括ケアの推進で在宅介護を強化していく」ことに大きく逆行するものと言わざるを得ません。訪問介護事業の現場からは「コロナ禍、物価高騰、人手不足の中で崖っぷちで何とか踏ん張ってきた事業所を崖から突き落とした」「これは在宅介護の終わりの始まり」との強い危機感も表明されています。

私たちは、山梨県内の訪問介護事業所の悲痛な叫び、一人ひとりの暮らしに寄り添い、命を支えてきた訪問介護事業所の皆さんの願い、そして、要介護になっても、住み慣れた我が家で人生を生き切りたいと願う利用者さんの声に応えるためにも今回の改定をただちに見直すよう要望します。